

平成30年7月豪雨災害による被災に関する労災診療費等の請求について

平成30年7月12日

鳥取労働局

被災により診療録等が滅失又は棄損等し、労災診療費等を請求することが困難な
労災指定医療機関等について、平成30年6月診療等分について特例請求を行うこと
ができることとしました。詳しくは、鳥取労働局労働基準部労災補償課（TEL
0857-29-1706）までお問い合わせください。